

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の概要

岡山市は岡山県南部の中央に位置し、山陽新幹線、瀬戸大橋、岡山空港、山陽自動車道、岡山自動車道等、交通網の整備が進む中で中四国地方の中核拠点となっており、平成21年4月には政令指定都市になっている。

岡山北商工会の管轄地域は、右図が示すとおり岡山市の北部・東部に位置しており、平成18年4月の合併で北部(現：北区)の「一宮・津高・御津・建部」地区と東部(現：東区)の「上道」地区の5つで構成されている。

<岡山市と岡山北商工会管内の面積・人口>



(岡山市と岡山北商工会管内の位置関係図)

|    | 岡山市                 | 岡山北商工会管内              | 構成比   |
|----|---------------------|-----------------------|-------|
| 面積 | 789 km <sup>2</sup> | 約 309 km <sup>2</sup> | 39.2% |
| 人口 | 708,155 人           | 71,073 人              | 10.0% |

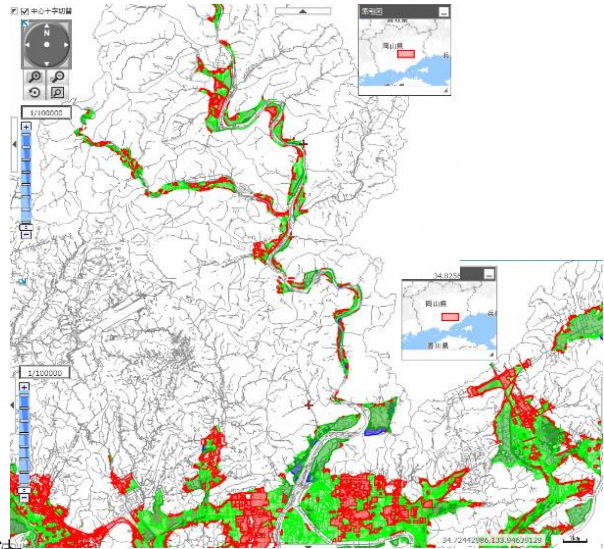
出展：岡山市住民基本台帳より（令和2年12月31日現在）

(2) 地域の自然災害リスク

岡山市に大きな被害を与える災害としては「洪水・集中豪雨・地震・津波・土砂災害」などが考えられ「岡山市防災情報マップ」によると、当商工会地区で想定される被害は以下のとおりである。

①洪水・集中豪雨

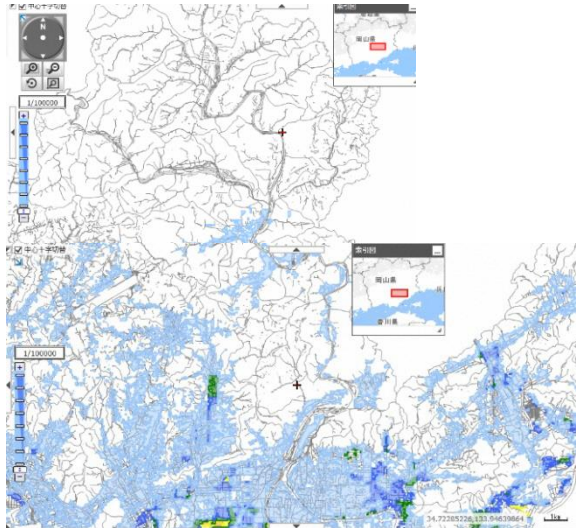
御津・建部地区が旭川水系、津高・一宮地区が笹ヶ瀬川水系、上道地区は砂川水系にある。主要河川がいずれの地域も人口や産業が集積する地域中心部を通り、河川沿いでは大規模な水害に対するリスクが高い。また市内中心部に近い地域は、宅地開発等に伴い集中豪雨時には雨水出水による低平地の浸水が予想されるほか、中小河川の氾濫による危険性がある。



【洪水ハザードマップ】

- 浸水の深さ：2.0m以上～5.0m未満
- 浸水の深さ：1.0m以上～2.0m未満
- 浸水の深さ：0.5m以上～1.0m未満

(情報はすべて「岡山市防災情報マップ」参照)



## ②地震（南海トラフ巨大地震）

最も警戒すべき地震は、南海トラフ巨大地震であるが、断層型地震でも局所的には強い揺れが予測される。山間部等での孤立集落の発生や、交通網の断絶に伴う初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、建物の耐震化や耐震性の点検といった取組に加え、食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった対策も検討すべき必要がある。

### 【地震危険度マップ】

- 建物全壊率が 10% 以上～20% 未満の地域
- 建物全壊率が 7% 以上～10% 未満の地域
- 建物全壊率が 5% 以上～ 7% 未満の地域
- 建物全壊率が 3% 以上～ 5% 未満の地域
- 建物全壊率が 3% 未満の地域

## ③津波

岡山北商工会地区は内陸部のため、津波災害についての影響は想定されていない。

## ④土砂災害

岡山北商工会地区は岡山市内の北部丘陵地を中心とし、岡山県中部の中山間地域もエリアにあるため急傾斜地が多く、岡山市内の中で土砂災害の危険性は非常に高い地域と言える。降雨や地震など様々な要因から山崩れ、崖崩れ、土砂崩れ、急傾斜地崩壊といった斜面崩壊のほか、地滑り、土石流などの発生も想定され対策が必要な場所が多い。

### 【土砂災害危険度マップ】



## (3) 感染症リスク

新型コロナウイルス感染症等が流行（地域での流行や世界的な流行）した場合に想定される影響は次のとおりである。

### ①人員

- ・ 経営者・従業員やその家族の感染による出勤率の低下による事業停止
- ・ 学校等休校に伴う子の世話等により従業員の出勤不能による生産性低下

②製造・仕入・サプライチェーン

- ・事業所内クラスター発生による操業停止
- ・サプライチェーン毀損による物流(海外を含む)の停止
- ・原材料・資材・部材等の不足、納入遅延、価格高騰
- ・営業自粛・時間短縮要請による事業停止

③事業継続への影響

- ・長期間の売上低下に伴う資金繰りの悪化
- ・本人または家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・感染症罹患に伴う風評被害

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり

①店舗・工場等の火災

- ・建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

②経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況

令和2年4月1日現在

| 業種       | 商工業者  | 小規模事業者 | 備考                          |
|----------|-------|--------|-----------------------------|
| 建設業      | 365   | 350    | 管内全体に広く分布、小規模な職別工事業者も多い     |
| 製造業      | 177   | 120    | 御津・上道管内では事業規模の大きい事業者も多い     |
| 卸・小売・飲食業 | 516   | 390    | 一宮・津高・上道など市内中心部に近いエリアで多くが営業 |
| サービス業    | 360   | 311    | 管内に広く分布、理美容業では小規模な事業者が多い    |
| その他      | 151   | 130    | 管内に広く分布している                 |
| 合計       | 1,569 | 1,301  |                             |

(6) これまでの取組み

①岡山市の取組

防災計画の策定、防災備品の備蓄、防災訓練の実施など

| 項目         | 年月    | 備考     |
|------------|-------|--------|
| 地域防災計画の策定  | S40.6 | R2.3改訂 |
| 水防計画の策定    | S27.6 | R2.3改訂 |
| 国土強靱化計画の策定 | H29.3 |        |

|                  |        |   |
|------------------|--------|---|
| 業務継続計画（震災対策編）の策定 | H28.3  |   |
| 地震防災ハザードマップ      | H25.9  |   |
| 洪水・土砂災害ハザードマップ   | H28.3  |   |
| 津波ハザードマップ        | H28.3  |   |
| 浸水（内水）ハザードマップ    | H28.6  | R2.6 改訂                                 |
| 備蓄計画の策定          | H24.11 | H30.2 改訂                                |
| 防災訓練の実施          | —      | 名称：図上防災訓練<br>対象：市職員<br>頻度：年1回           |
|                  | —      | 名称：総合防災訓練<br>対象：市職員、防災関係機関、市民<br>頻度：年1回 |
|                  | —      | 名称：水防訓練<br>対象：市職員、防災関係機関、市民<br>頻度：年1回   |

## ②岡山北商工会の取組み

- ・災害時における地域商工業の被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・関係団体が主催する事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・所得補償保険、休業対応応援共済等の周知と加入促進
- ・損害保険会社等と連携した地震保険、火災共済への加入促進
- ・全国商工会連合会の会員福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進

## 2. 課題

### (1) 事業者の危機意識不足

多くの事業者は自然災害及び感染症リスク対策の必要性に関する認識が不十分であり危機意識が乏しい。このため、事業者BCP・事業継続力強化計画等の策定率が低い。

また、策定された計画についても策定後の見直しが無く、実効性が乏しい場合がある。

### (2) 小規模事業者に対応した事業者BCPの策定率向上

中小企業庁等の提供するBCP策定等ツールは小規模事業者を除く中小企業以上の内容であるので、小規模事業者が実情と規模に即した事業者BCPの策定ができるように支援を強化する必要がある。

### (3) ノウハウを持つ支援人材の育成

支援者の経験不足によりBCP・事業継続力強化計画策定ノウハウが不足している。

### (4) 自然災害発生時の対応人員と内容

自然災害発生時に商工会職員が対応を行う場合、対象規模に比較して対応する人員に限りがある。

### (5) 緊急時の関係機関との連携体制の構築

岡山市・関係機関・岡山北商工会がそれぞれの計画に沿って、事前対策、応急対策、復旧対策を行うことになるが連携・協力体制が構築されていない。

## 3. 目標

岡山北商工会地域の商工業者に対し、岡山市地域防災計画を踏まえつつ想定される災害を明確にし、リスクと防災・減災の必要性の認識を高め、事業継続力強化計画等の策定に導く。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、発生後の早急な応急・復旧等について岡山市と岡山北商工会が一体となって取り組み、岡山北商工会地域、ひいては岡山市全体とこれを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は次のとおり

### (1) 災害対応の危機意識向上・事業継続力強化計画等策定

- ①事業者に対し地域の自然災害や感染症、その他の事業継続リスク（火災・病気・ケガを含む）等を周知・啓蒙し、危機意識向上を図ることで防災・減災に導く。
- ②事業者に対し事業継続リスクに対応するため、事業継続力強化計画を含む事業者BCPの策定を推進する。
- ③発災後速やかな復興支援が行えるよう、知識の習得・支援能力の向上に努めるなど、岡山北商工会職員の育成を図る。

### (2) 被害の把握・報告ルートの確立

- ①災害発生時における連絡体制・内容を明確にし、被害情報報告ルートを構築する。
- ②役職員の連絡網の定期的修正、管理により各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

### (3) 速やかな応急・復興支援策を行える連携体制の確立

- ①自然災害・感染症発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ■成果目標

| 商工業者数        | 小規模事業者数      | 事業年度 | 事業継続力強化計画認定数 | 事業継続計画認定数 (BCP) | フォローアップ数 |
|--------------|--------------|------|--------------|-----------------|----------|
| 1,569<br>事業者 | 1,301<br>事業者 | R3   | 9            | 1               |          |
|              |              | R4   | 9            | 1               | 10       |
|              |              | R5   | 9            | 1               | 20       |
|              |              | R6   | 9            | 1               | 30       |
|              |              | R7   | 9            | 1               | 40       |

事業継続力強化支援計画の策定から評価までをPDCAサイクルで確認する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I 事業継続力強化支援事業の内容

岡山北商工会と岡山市の役割分担や体制を構築し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1. 事前の対策

##### (1) 事業者に対する災害リスクの周知

- ①岡山北商工会ホームページに地域の災害リスクを明らかにし、防災・減災の必要性と効果を明示するとともに巡回経営相談時に事業者BCPや、各種保険・共済制度等を紹介するツールとして活用する。
- ②岡山北商工会からのDMや岡山市広報等において国等の最新施策を紹介する。また、リスク対策、各種保険・共済制度の概要、事業者BCPの紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し事業者BCP（事業者連携BCP・地域連携BCP・事業継続力強化計画を含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業者に対し事業継続の取組みに関する普及啓発セミナーや、行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の周知、普及等を実施する。

##### (2) 岡山北商工会の事業継続計画・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成

岡山北商工会は、令和2年度に事業継続計画・新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを策定済。（別添のとおり）

##### (3) 岡山北商工会と岡山市との連携

- ①自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを本計画実施前（令和3年3月）に構築する。
- ②岡山北商工会と岡山市は被害状況の確認方法や被害額合計（建物・設備・商品等）の算定方法については本計画実施前（令和3年3月）に確認しておく。

#### 【参考】想定する被害規模の目安

|           |   |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している</li></ul>  |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>   |

※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする

#### (4) 関係団体等との連携

- ①全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)などに専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ②岡山県商工会連合会が実施する関係事業に共催、協力する。
- ③関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼や関係機関とセミナー等を共催する。

#### (5) 計画の定着

- ①大規模災害が発生した場合に岡山北商工会及び岡山市の各部所ごとに担うべき役割等を認識し、担当者だけでなくその他職員も当該計画に習熟しておくとともに、対応できるよう取扱いに関するマニュアルを作成するなどの準備を令和4年3月末までに行う。
- ②岡山北商工会と岡山市で被害状況を共有する報告様式は岡山県の様式と同一とする。

#### (6) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、岡山北商工会と岡山市との間における連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

#### (7) 計画の継続的改善とフォローアップ

- ①事業継続力強化支援計画は、分析や対策を通じて明らかになった課題に対する取組状況を評価するとともに、訓練等を通じて明らかになった問題等を踏まえて、より具体的な行動計画となるよう継続的に改善を行う。また、組織の改編や業務資源等の状況変化があった場合には必要に応じて見直しを行う。
- ②小規模事業者の事業継続力強化計画等取組状況の確認

##### (5年間の計画策定目標)

|             | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業継続力強化計画   | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     |
| 事業継続計画(BCP) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| フォローアップ回数   | 0     | 10    | 20    | 30    | 40    |

#### (8) 事業継続力強化支援に関する協議

- ①岡山市内の商工会地域における事業継続力強化支援事業の遂行状況について情報交換等を行う連絡会議を年1回以上開催する。

[構成: 岡山北商工会・岡山西商工会・岡山南商工会・赤磐商工会・岡山市]

#### (9) 訓練の実施

- ①災害(平成30年7月西日本豪雨・東日本大震災と同規模)が発生したと仮定し、岡山市と岡山北商工会の連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

## 2. 発災後の対策

### (1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後は直ちに事前に作成している職員緊急連絡網を用いて職員の安否確認等を行う。
- ②過去の災害時では通話規制等により携帯電話の音声通話が使いづらくなる事象もあったため、SNSの併用などより効果的な情報伝達手段を検討する。
- ③感染症の流行時は新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に基づく政府対策本部が設置された時点をスタートとし、職場における感染対策を最優先に行う。

### (2) 応急対策の方針決定

- ①岡山北商工会と岡山市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

〔豪雨における例〕

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合などは出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど。

- ②休日や夜間など執務時間外に災害が発生した場合の役割分担を決める。
- ③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ④岡山北商工会と岡山市は大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ⑤休日や連休中などに災害が発生した場合、3日以内に情報共有する。
- ⑥本計画により岡山北商工会と岡山市は想定する被害規模の目安に応じて、以下の間隔で被害情報等を共有する。

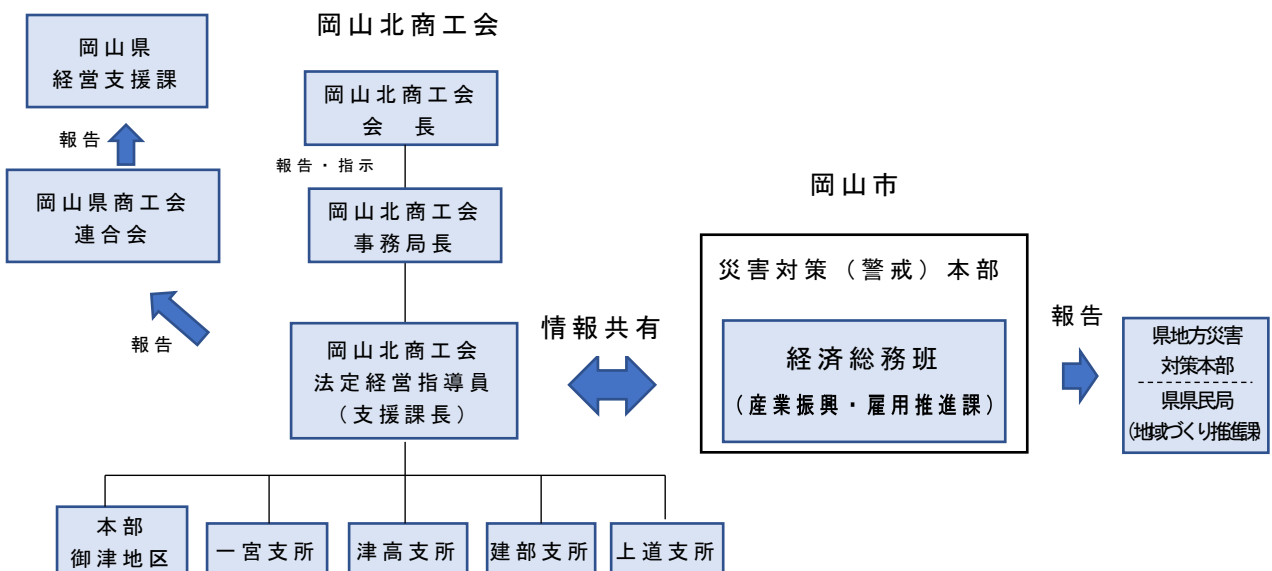
|           |         |             |
|-----------|---------|-------------|
| 大規模な被害がある | 発災後～1週目 | 1日に2回共有する   |
|           | 2週目～3週目 | 1日に1回共有する   |
|           | 4週目～5週目 | 1週間に2回共有する  |
|           | 6週目以降   | 1週間に1回共有する  |
| 被害がある     | 発災後～1週目 | 1日に1回共有する   |
|           | 2週目～3週目 | 1週間に2回共有する  |
|           | 4週目～5週目 | 1週間に1回共有する  |
|           | 6週目以降   | 状況に変化があった場合 |
| ほぼ被害はない   | 発災後～1週目 | 3日以内に1回共有する |
|           | 2週目～3週目 | 2週間に1回共有する  |



- ⑦岡山市で取りまとめた岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### 3. 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- (1) 岡山北商工会と岡山市が共有した情報を、岡山北商工会は岡山県商工会連合会を通じて県経営支援課へ、岡山市は県民局地域づくり推進課（地方災害対策本部）へ報告する。
- (2) 岡山北商工会の被害状況の報告は様式 I 「商工関係被害等集計表」により電子メール又は F A X で報告するものとする。併せて、岡山県商工会連合会を通じて県指定の携帯電話へ連絡するものとする。
- (3) 岡山北商工会と岡山市は被害状況を確認し、共有した情報を発災後速やかに県へ報告する。被害状況により追加報告を行う。



### 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について市と相談する。  
(岡山北商工会は国の依頼を受けた場合等、必要に応じて特別相談窓口を設置する)
- (2) 安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (5) 感染症の流行時は事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業者

を対象とした支援策の周知を行う。

#### **5. 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- (1) 岡山北商工会と岡山市とが協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岡山県商工会連合会又は県等に相談する。

#### **※その他**

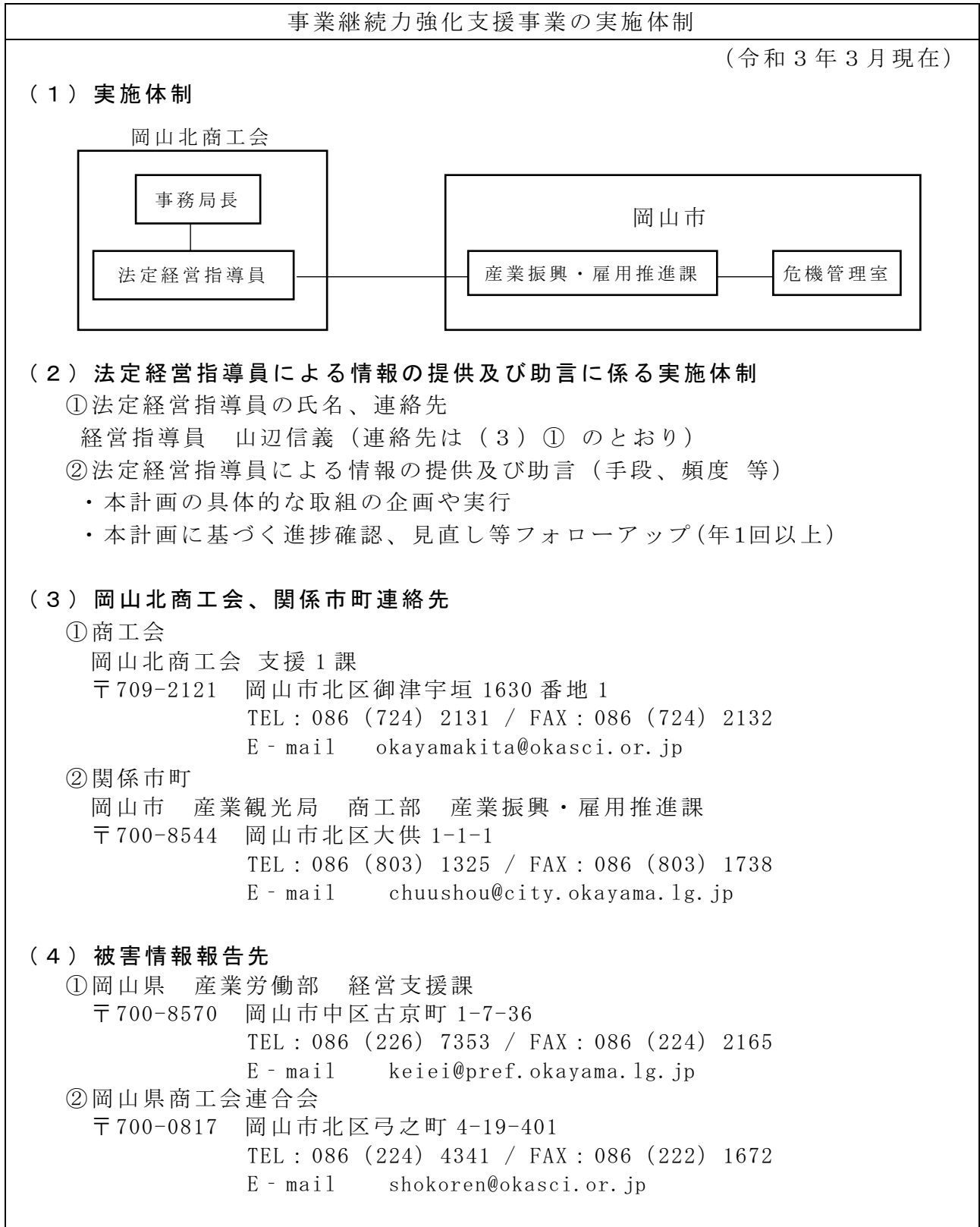
- (1) 本計画は、岡山北商工会及び岡山市のHP及び広報紙等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- (2) 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

#### **II 事業継続力強化支援事業の実施期間**

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

### (1) 事業の実施に必要な資金の額

(単位:千円)

|  | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 | R 7 年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額                                | 200    | 200    | 200    | 200    | 200    |
| 1. B C P 策定セミナー開催費<br>講師謝金、旅費、会場借料、広告料 | 50     | 50     | 50     | 50     | 50     |
| 2. 個社支援<br>専門家派遣費、専門家謝金、旅費             | 80     | 80     | 80     | 80     | 80     |
| 3. 普及・啓発費<br>ポスター、チラシ印刷費               | 30     | 30     | 30     | 30     | 30     |
| 4. 協議会開催費<br>専門家謝金、旅費、会議費              | 40     | 40     | 40     | 40     | 40     |

### (2) 事業資金の調達方法

①会費、国補助金、岡山県補助金、岡山市補助金、事業収入等